

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案概要

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（以下「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に対し、雇用維持の支援を図るため、雇用調整助成金制度の特例措置を講ずるとともに、産業雇用安定助成金制度の特例措置を講ずることを内容とする雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の改正を行う。

2. 改正の概要

（１）雇用調整助成金関係

- ① 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った休業等について、１日当たり支給上限額を 13,500 円、助成率を $2/3$ （中小企業にあっては $4/5$ ）（令和 2 年 1 月 24 日以降解雇等を行っていない場合には、助成率を $3/4$ （中小企業にあっては $9/10$ ）とする特例措置の期間を令和 3 年 9 月 30 日まで延長する。
 - ② 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った休業等について、地域特例（※ 1）及び業況特例（※ 2）の対象となる期間を令和 3 年 9 月 30 日まで延長する。
 - （※ 1）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 18 条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第 11 条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主に対する特例
 - ※ まん延防止等重点措置を実施すべき区域においては、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象
 - ※ 各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末までの休業等（令和 3 年 9 月 30 日までに行ったものに限る。）に適用
 - （※ 2）特に業況が悪化しているものとして職業安定局長の定める要件に該当する事業主に対する特例
- なお、（※ 1）及び（※ 2）の助成率は以下のとおり。
- ・ １日当たり支給上限額：15,000 円
 - ・ 助成率： $4/5$
（令和 3 年 1 月 8 日以降解雇等を行っていない場合 $10/10$ ）
- ③ 継続して雇用された期間が 6 か月未満の雇用保険被保険者についても助成することとする等の措置の適用対象を雇用調整助成金の対象期間の初日が令和 2 年 1 月 24 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間にある場合に変更する。
 - ④ 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った休業等について、支給上限日数に加えて支給を受けることができることと等とする期間を令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までに変更する。

(2) 産業雇用安定助成金関係

- ① 資本関係、取引関係、人的関係等において密接な関係性を有する事業主間で行う出向のうち、職業安定局長が定める要件を満たすもの（以下「企業グループ内出向」という。）について、産業雇用安定助成金制度の助成対象とすることとする。

- (ア) 企業グループ内出向に係る出向運営経費助成(※1)の助成率は、大企業 1/2、中小企業 2/3 とする。ただし、出向元事業主が解雇等を行っていない場合の助成率の上乗せは行わないこととする。

(※1) 出向運営経費助成

出向元事業主及び出向先事業主に対して、賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費の一部を助成するもの。企業グループ内出向以外の出向について、助成率は、大企業 2/3（出向元事業主が解雇等を行っていない場合 3/4）、中小企業 4/5（出向元事業主が解雇等を行っていない場合 9/10）

- (イ) 企業グループ内出向については、出向初期経費助成(※2)の対象としない。

(※2) 出向初期経費助成

出向元事業主及び出向先事業主に対して、就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備等の出向の成立に要する措置を行った場合に助成する。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各 10 万円/1 人（定額）	
加算額（※）	各 5 万円/1 人（定額）	

(※) 出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）または出向先事業主（異業種からの受入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に助成額の加算を行う。

- ② 公益の目的のために、大量の被保険者を出向させる必要があると職業安定局長が認める出向については、出向運営経費助成及び出向初期経費助成について、1 事業所につき 1000 人まで助成の対象とすることができることとする。ただし、出向運営経費助成の支給対象期間は 3 ヶ月までとする。

【現行の措置】

- ① 資本関係、取引関係、人的関係等において密接な関係性を有する事業主間で行われる出向については、助成の対象としない。
- ② 出向運営経費助成及び出向初期経費助成については、1 事業所につき 500 人まで支給する。

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第 1 項第 1 号及び第 2 項

4. 施行期日等

公布日：令和 3 年 7 月下旬（予定）

施行期日：（1）については公布日。（2）については、令和 3 年 8 月 1 日施行。

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容(案)

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

休業支援金等

		～4月末	5月～9月
中小企業	原則的な措置	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	—	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

		～4月末	5月～9月
中小企業	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円

(※1)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(～4月末は大企業のみ。)

※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※2)生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

(※3)原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。なお、上限額については月単位での適用とする。

(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の対応

- 令和2年度予算額（第3次補正まで）：雇用調整助成金 2兆7,849億円 緊急雇用安定助成金 2,482億円〔合計 3兆 331億円〕
- 令和3年度予算額（令和2年度繰越額含む）：雇用調整助成金 1兆2,693億円 緊急雇用安定助成金 1,591億円〔合計 1兆4,283億円〕

通常時	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和3年4月30日まで)	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和3年5月1日～9月30日まで) 予定
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	同左
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下	同左
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象	同左
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率 中小：4/5 (10/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 大企業：4/5 (10/10)	休業の助成率 中小：4/5 (9/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 中小・大企業4/5 (10/10)
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,370円	休業・教育訓練の助成額の上限額 15,000円	休業・教育訓練の助成額の上限額 13,500円 ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 上限額 15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃	同左
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃	同左
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左＋上記対象期間(別枠扱い)	同左
短時間一斉休業のみ 休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可) 休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)	同左
残業相殺	残業相殺 停止	同左
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率 中小：4/5 (10/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 大企業：4/5 (10/10) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)	教育訓練の助成率 中小：4/5 (9/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 中小・大企業4/5 (10/10) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内	同左

(実績) ・支給申請件数 (7/23) 4,141,157件
 ・支給決定件数 (7/23) 4,013,670件
 ・支給決定金額 (7/23) 4兆125億円

(参考) リーマンショック時の特例措置の主な内容 ※雇用保険被保険者のみ対象
 ・助成率：中小企業8/10(解雇等なし9/10)、大企業2/3(解雇等なし3/4)
 ・上限額：雇用保険の基本手当日額の最高額(現在8,370円)

※助成率における()は、事業主が解雇等を行っていない場合の助成率。

(注1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて特措法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(大企業のみ)。

(注2) 特に業況が厳しい(生産指標が最近3か月の月平均値で前年又は前々年同期比30%以上減少)全国の大企業。

(注3) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて特措法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用)

(注4) 特に業況が厳しい(生産指標が最近3か月の月平均値で前年又は前々年同期比30%以上減少)全国の企業。

雇用調整助成金の支給状況について

- 令和2年度財源確保額（補正予算額等含む）：3兆9,268億円（うち雇用調整助成金：3兆5,882億円、緊急雇用安定助成金：3,386億円）
 ◎ 令和3年度財源確保額（繰越額含む）：1兆4,283億円（うち雇用調整助成金：1兆2,693億円、緊急雇用安定助成金：1,591億円）

	支給,申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（億円）	
		累計		累計		累計
～2/26	－	2,744,356(638,393)	－	2,670,115(614,823)	－	29,198(1,980)
2/27～3/5	80,494(18,320)	2,824,850(656,713)	66,930(15,668)	2,737,045(630,491)	482(32)	29,680(2,013)
3/6～3/12	71,342(16,128)	2,896,192(672,841)	68,265(15,345)	2,805,310(645,836)	599(40)	30,279(2,053)
3/13～3/19	66,357(15,282)	2,962,549(688,123)	65,366(14,740)	2,870,676(660,576)	512(33)	30,791(2,086)
3/20～3/26	66,614(15,211)	3,029,163(703,334)	62,139(13,821)	2,932,815(674,397)	481(36)	31,272(2,122)
3/27～3/31	49,485(11,724)	3,078,648(715,058)	34,586(8,022)	2,967,401(682,419)	283(22)	31,555(2,144)
4/ 1～4/ 9	95,007(22,614)	3,173,655(737,672)	77,642(17,965)	3,045,043(700,384)	612(51)	32,167(2,195)
4/10～4/16	63,481(14,928)	3,237,136(752,600)	62,553(14,984)	3,107,596(715,368)	450(38)	32,617(2,233)
4/17～4/23	58,771(13,693)	3,295,907(766,293)	66,991(15,630)	3,174,587(730,998)	557(50)	33,174(2,283)
4/24～4/30	67,098(15,368)	3,363,005(781,661)	59,094(14,044)	3,233,681(745,042)	513(43)	33,686(2,326)
5/1～5/7	43,484(10,408)	3,406,489(792,069)	29,932(6,816)	3,263,613(751,858)	307(26)	33,993(2,353)
5/8～5/14	90,749(21,093)	3,497,238(813,162)	77,134(17,121)	3,340,747(768,979)	618(48)	34,612(2,401)
5/15～5/21	72,508(17,171)	3,569,746(830,333)	80,238(18,908)	3,420,985(787,887)	679(58)	35,291(2,458)
5/22～5/28	74,075(17,014)	3,643,821(847,347)	80,073(19,280)	3,501,058(807,167)	722(56)	36,013(2,514)
5/29～6/4	84,484(20,323)	3,728,305(867,670)	77,311(18,832)	3,578,369(825,999)	657(55)	36,669(2,570)
6/5～6/11	61,586(14,591)	3,789,891(882,261)	73,422(17,326)	3,651,791(843,325)	607(51)	37,277(2,620)
6/12～6/18	54,719(12,848)	3,844,610(895,109)	68,132(15,488)	3,719,923(858,813)	550(48)	37,826(2,669)
6/19～6/25	56,561(13,588)	3,901,171(908,697)	63,342(14,522)	3,783,265(873,335)	535(43)	38,362(2,712)
6/26～7/2	74,236(17,755)	3,975,407(926,452)	63,081(14,812)	3,846,346(888,147)	464(37)	38,826(2,749)
7/3～7/9	64,955(15,536)	4,040,362(941,988)	61,505(14,463)	3,907,851(902,610)	471(40)	39,296(2,789)
7/10～7/16	61,204(14,120)	4,101,566(956,108)	62,872(14,691)	3,970,723(917,301)	529(48)	39,826(2,837)
7/17～7/23	39,591	4,141,157	42,947	4,013,670	299	40,125
うち雇用調整助成金	30,134	3,175,592	32,572	3,085,994	275	37,264
うち緊急雇用安定助成金	9,457	965,565	10,375	927,676	24	2,861

※ 緊急雇用安定助成金の実績を含む（最新の週を除き、緊急雇用安定助成金の実績は、括弧内で内数）。令和元年度実績除く（支給決定1件、支給決定額93,114円）。

雇用情勢のデータについて

	2020年											2021年				
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
①有効求人倍率(倍)	1.45	1.40	1.30	1.18	1.12	1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09
②完全失業率(%)	2.4	2.5	2.6	2.8	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0
③完全失業者数(万人)	166	170	176	192	192	196	204	207	215	205	210	203	203	180	194	211

※有効求人倍率、完全失業率、完全失業者数は季節調整値

	2020年											2021年				
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
④休業者数(役員以外) 前年同月差(万人)	16	25	353	217	62	14	1	30	14	20	11	34 (38)	12 (28)	▲30 (▲5)	▲337 (16)	▲181 (36)
⑤正規雇用労働者数 前年同月差(万人)	44	67	63	▲ 1	30	52	38	48	9	21	16	36 (78)	26 (70)	54 (121)	5 (68)	22 (21)

※休業者数、正規雇用労働者数は原数値

※①は厚生労働省「職業安定業務統計」 ②～⑤は総務省「労働力調査」

※④、⑤中 () は、前々年同月差(万人)

企業グループ内における在籍型出向による雇用維持への支援策（案）＜産業雇用安定助成金の拡充＞

1. 新たな支援策の必要性

- ・ コロナ前：親会社の管理職が子会社へ→コロナ禍：子会社の現業職が親会社や兄弟会社へ（グループ内出向の新しい動き）
- ・ 親会社は、出資比率が50%を超える子会社の取締役の人事権を有する。他方、実態的には、子会社の社員の人事管理は、一部の管理職を除いて原則として各子会社で実施され、新たなグループ内出向は、子会社自ら調整する傾向。
- ・ 労働者にとってはグループ外出向と同等の環境変化。受入企業にとっても教育訓練やメンタルケア等の負担が生じる。
- ・ コロナの感染が拡大する中、雇用調整助成金等により休業に加えて在籍型出向で雇用維持に取り組む企業を支援しているところ、グループ内企業への出向による雇用維持という新たな動きがあることにとも対応。

2. 助成の考え方

- ・ 出資比率50%を超えるグループ内企業間で出向させる場合であっても、**コロナ下における特例**として、
 - ① コロナ禍の雇用維持のために行われ、かつ
 - ② コロナ前の通常の人事異動とは異なる類型の出向については、**グループ外出向と実態的に類似している面があり、通常の配置転換の一環として行われる出向と同等ではない出向である**として、産業雇用安定助成金の助成対象とする。

3. 助成内容等

		助成の内容	備考
出向 運営 経費	助成率	・ 2/3（中小）、1/2（中小以外）	・ 通常の雇用調整助成金と同じ。
	上限額	・ 12,000円／一人一日当たり	・ グループ外出向と同様。
出向初期経費		・ 助成なし	・ 出向の準備に要する負担軽減を目的としているため、グループ外出向より調整コストが低いグループ内出向には実施しない。
一事業所あたり 上限人数		・ グループ内外合計で500人。 （被保険者数500人未満の場合はその人数。 10人未満の場合は10人）	・ コロナ対策など 公益の必要上、大量の出向を行うものとして安定局長が認めた場合 は、出向元・先それぞれの上限人数の外枠で 3ヶ月まで 助成対象とする。（ただし、当該場合における出向労働者数 1,000人まで ）
申請手続き		・ コロナ対応の雇用維持を目的とする出向であって、通常の人事異動と異なることを、 事業主からの個別具体的な疎明 により確認 ・ 労使で締結する「 出向協定書 」に、出向の類型が コロナ対応の雇用維持を目的とする出向であって、通常の人事異動と異なること を明記。 ・ また、グループ外出向と同様、出向労働者本人の同意を得たものであることを「 本人同意書 」により確認	

4. 施行日 令和3年8月1日（予定）

産業雇用安定助成金の概要

■ 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行う。

対象：雇用調整（コロナ禍において事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を図ること）を目的とする出向。

前提：雇用の維持を目的とする助成制度のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと。

■ 助成内容等

対象労働者に係る次の経費について、出向元事業主と出向先事業主とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給する（申請手続きは出向元事業主が行う）。

○ 出向運営経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3
上限額（出向元・先の計）	12,000円／1人1日当たり	

○ 出向初期経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各 10 万円／1人当たり（定額）	
加算額（※）	各 5 万円／1人当たり（定額）	

（※）出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）または出向先事業主（異業種からの受入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に助成額の加算を行う。